

平成29年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成29年2月28日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件
- 日程第6 瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙
- 日程第7 議案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第8 議案第2号 相互救済事業の委託について
- 日程第9 議案第3号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
について
- 日程第10 議案第4号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第9号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第10号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第11号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第12号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第13号 平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第14号 平成29年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第21 議案第15号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第16号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第23 議案第17号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第24 議案第18号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 平成29年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第27 議案第21号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第28 議案第22号 市道路線の認定について（その2）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久
9 番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都市整備部長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	熊 崎 響		

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号 1 番 松野貴志君と
17番 松野藤四郎君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月22日までの23日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月22
日までの23日間に決定をいたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

13件報告します。

まず、3 件については議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして 3 件報告します。

1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3
項の規定により監査委員から受けております。

検査は平成28年11月分及び12月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額
などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。
その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2 件目は、地方自治法第199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を同条第 9 項の規定
により監査委員から受けております。

監査は、11月28日に地域福祉高齢課、12月 5 日に本田小学校を対象に実施され、いずれも財

務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を教育委員会から受けております。

点検及び評価の結果については、「順調に達成している事業」また「達成した事業」がほとんどで、それらの事業は今後もおおむね継続的に取り組む方針が示されました。その他詳細につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、5件の議員派遣の結果を順次報告をいたします。

1月12日から13日の市町村議会議員研修、防災と議員の役割について、くまがいさちこ君から報告を願います。

16番 くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番 くまがいさちこです。

議員派遣の報告をいたします。

本年1月12、13日、大津市の全国市町村国際文化研修所、国際文化アカデミーで、テーマ「防災と議員の役割」の議員研修を受けました。参加議員は5人、若園五朗、若井千尋、若園正博、北倉利治、くまがいさちこ。5人を代表して報告いたします。

初めに、2日間の研修内容と講師を報告します。

1日目、1時間目は講義、地域防災の考え方と向上。講師は、ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長と兵庫県立大学防災教育センター長の室崎益輝氏でした。

2時間目は導入講義で、自治体の危機管理。講師は跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授 鍵屋一氏でした。ほぼ研修の全般をこの鍵屋先生が御指導くださいました。

3時間目はコーディネーターの鍵屋氏のもとに、1. 事例紹介、災害直後、復旧復興期における行政活動で、講師は元気仙沼危機管理監の佐藤健一氏でした。

3時間目の2つ目は演習、災害時の行政活動、鍵屋先生の御指導でした。

2日目は鍵屋先生のコーディネーターのもとに、1時間目、事例研究、地域防災における議員の役割で、講師は高知県議会議員 坂本茂雄氏、2時間目の1つ目の講義が地域防災力を高める。2つ目が演習、災害時の議員の役割、鍵屋先生でした。3時間目は全体のまとめの講義で、まとめと今後の展望、鍵屋先生が締めくくられました。

次に、1日目と2日目の2回にわたる演習の内容を資料に沿って報告いたします。

1日目の演習に使われた資料は、6年前の3月11日東日本大震災時、岩手県大槌町の総務部

長だった平野公三現町長が当時の災害対応をまとめたプリントでした。

抜粋します。

震災当時、職員136名中33名が死亡し、町長も死亡した。副町長は任期切れであり、当時総務部主幹だった平野氏54歳が職務代理として、翌日の夕方から69日間、トイレへ行く時間以外は教育委員会の1室で陣頭指揮をとり、3カ月間ほとんど寝なかった。実際の現場も見えていない。災害対策本部の中央公民館は避難所にもなった。

関係機関に対しては、次のような報告でした。

県からは報告等のおくれで責められた。国土交通省の対応や近隣市町の応援は心強かった。マスコミについては対応に迫られた。住民については、キーパーソンの人が避難誘導途中で流されてしまい、避難所のまとめ役がいなくなって、住民からは非難ごうごうだったが、職員OBたちが助けてくれた。住民からよりも、職員の家族、遺族からより厳しく責められた。自治体派遣職員について、若い職員が彼らを使いこなすことはできなかった。なれたころには帰ってってしまうし、対応が大変だった。これは、こちら側としても心がけなければいけないことだと思いました。

そのほか、行政改革の名のもとに職員数を減らしているし、復興予算の千万単位のお金も精査しないまま使った。新年度になって4月1日から通常業務へ戻したため、人事異動で縦割りの壁ができてしまい、町民課と福祉課の仕事ができる職員はばたばたと倒れていって、1年間に5回も人事異動した。防災計画は職員全員が生きている前提でつくってあった。技術者10人は全部亡くなり、水道管がどこにあるかもわからなかった。震災前に行政をしっかりとっていたか否かが自治体にとって大きな問題である。津波防災は同時多発なので、広域連携が必要だと思った。

2日目の演習資料から抜粋します。

これは宮城県東松山市議会元議長と現2議員へのヒアリングからです。

佐藤元議長の話。

地震発生は議会最終日だった。発生直後閉会宣言したが、すぐに津波が発生し、いち早く議員の安否を確認し、3日目に行政側とは違う人脈ルートを使って自衛隊派遣を直接依頼した。議場は避難所になり、犬まで入った。1カ月後、情報収集のために議会の特別委員会をつくった。国への陳情は行政と議会が一体でやるのがよい。復旧の段階で行政を厳しく責任追及するべきではない。議員はあくまでスタンドプレーするべきではない。

次に議員からです。

上田議員、元航空自衛官の話。

避難所には一晩で1,445名集まり、避難所管理者の校長に伝えながら最初の10日間で運営組織をつくり、リーダーを指名した。

もう一人、小野議員からの話。

私の地元は橋が落ちて孤島、孤立した島になったので大変やりやすかった。議員としてではなく同じ被災者として行動した。自主防災組織が立ち上がれば、そのリーダーを超えた行動は議員は控えること。議会側がボランティアを直接受け入れることはしなかった。議長を通じ議員として企業に応援依頼したが、これは議長の資質いかんにかかっていると思う。市長と県議がもともと仲がよかったし、市議とも仲間だったので、スムーズにできた。議会は行政の対策本部の中に議会部として参画するのがよい。

2日間の演習とも資料読みをした後はワールドカフェ形式で話し合い、よい意見が書かれた附箋紙、ポストイットは鍵屋講師から読み上げられ、あめが1個ずつもらえました。災害に関して議員がするとよいことをまとめた附箋紙の中から、あめがもらえたものを7つ紹介します。大変私たちにとって役立つと思いました。

1番、長靴と作業服姿でスコップを持って現場に駆けつけること。これは瑞穂市の若園五朗議員が書いたものでした。2番、畑に穴を掘ってトイレをつくる。3番、防災の歌をつくって保育園から歌う。4番、災害弱者対応として女性議員の行動計画をつくる。5番、耐震工事補助率の増額、これは全国で墨田区が一番進んでいるそうです。補助率の増額を議員提案すること。これはくまがいが書いたものです。6番、議員全体は勝手に動かない。行政本部の邪魔をしない。議会として行動すること。7番、議会行動マニュアルをつくる。

次に、最終講義のテキストから全体のまとめを9つお伝えします。

1番、執行機関が議会に対して説明資料をつくれるようになるまで、議会活動としては休止すること。2番、議会は行政の災害対策本部を支援すること。3番、議員は地域での支援活動を優先すること。4番、議会の窓口は議長に一本化し、情報収集と発信をすること。5番、行政に対して言った者勝ちをせず、職員を守ること。議会は視察の受け入れを受け持つこと。7番、議員は対外的に政治力を生かすこと。8番、復興計画を地方自治法第96条第2項に追加している自治体もあるが、具体策については一般質問でやるのがよいと思う。9番、議員みずから被災しないこと。

最後に、全講義の中で特筆すべきと思った事項をつけ加えて報告します。

1番、行政は事前復興計画をつくっておくとよい。復旧計画ではなく、その後の復興計画まで見通してつくっておくことが大事だと言われました。2番、近隣市町を含めた広域防災計画を立てておくるとよい。3番、被災職員や役所に来られなくなる職員の人数を想定した防災計画をつくっておくとよい。4番、介護保険法のケアプランと障害者総合支援法の個別支援計画の中に、災害時の対応を組み入れておくるとよい。5番、ふだんから仕事や人間関係を充実させておかないと、災害時に対応できない。6番、議会の災害対策本部はつukらないほうがよい。これは瑞穂市議会の災害等における議会及び議員の行動マニュアルとは違いますので、瑞穂市の

場合は見直したほうがいいのか検討課題だと思います。7番、地域にキーパーソンをつくっておくこと。職員のOBとかおせっかいな市民など。8番、「津波てんでんこ」という言葉は自分自分で勝手に逃げろという意味ではない。生き残った人が自分だけ助かった、親しい人を助けられなかったと自分を責めているとき、津波てんでんこだから仕方ないよと慰め合っている言葉だそうです。

報告は以上ですが、よい仲間と講師に恵まれ大変有意義な研修でした。鍵屋先生は、昨年11月に一般社団法人福祉防災コミュニティ協会を設立されてホームページもございます。既に受講されている方も行政ともにお見えかと思いますが、鍵屋先生の防災と議員の役割の研修の受講がまだの方は受講されることをお勧めしたいと思います。報告を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、1月19日から20日の市町村議会議員研修、自治体財政の見方について、広瀬武雄君のほうから報告をいたします。

12番 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より研修報告のお許しをいただきましたので、去る1月19日から20日にわたりまして1泊2日で大津の研修所に行つてまいりましたので、その内容について御報告申し上げます。

研修の内容につきましては、自治体財政の見方、健全化判断比率を中心という内容でございますが、4項目くらいに分かれまして講義を受けておりますので、まず最初に地方自治体の財政運営と議員の役割という講義の内容をかいつままで御報告申し上げたいと思います。

講師は関西学院大学の稲沢克祐先生でございました。この方の内容を若干御紹介申し上げますと、昨今、地方分権に伴う自己決定権と自己責任の拡大によりまして、地方公共団体の意思決定を行う執行機関の権限が拡大してきておると。このような中にありまして、いろいろな議会を見させていただいておる中において、例えば、条例、予算等の質疑を全く行わず、あるいは数時間で終了し、一般質問のみしか行わない議会が結構たくさんあると。もちろん一般質問を決して否定するものではありませんが、自治体を運営するに当たって障害要件を除いて新しい施策を行うに際して条例や予算がその自治体運営の根幹になるわけであるから、これを全て首長のみに任せ、何の意見も提案も示さないのでは、住民の代表者としての議員の存在理由は見出されなくなるというような話の内容でございました。

首長にとって最も都合のよい議員はどういう議員かということ、質疑を一切せず一般質問のみしかしない議員。首長にとって一般質問は幾らされても自治体運営に何ら支障は生じません。

しかし、質疑され、議案が否決され、修正されることこそ行政執行に大きな影響を受けることになるわけでありましてという内容の話がありました。否決等をされなくても、質疑に熱心な議会には執行部としても一目も二目も置かざるを得ないということでありまして、自治体を活

性化し、効率的な議会運営を図るには、執行部と議会との均衡のとれた緊張関係が求められるという内容の話でございました。

また、地方財政の現状と健全化法の概要のテキストの中では、いわゆる人と物、金、この3つの問題について重きを置いた講義がなされました。

特に人につきましては、既に皆様御存じのとおり2050年、これは将来人口が1億人を下回るという中にあって、全国的に見ますと人口が半減する地点が約66%ぐらいになるかと推測されると。そのうち20%は人が住まない地域になるであろうと推測されると。生産年齢人口も約6割になり、老年人口は40%となるというような内容の講義がありまして、児童とか生徒数も大幅に減少し、学校の統合等の考え方も出てくるのではないかと。

また、物につきましては、公共施設及びインフラ資産の維持管理、こういうものが当然避けて通ることができなくなることは自明の事実でありまして、特に公共施設、橋梁、上水道、下水道などなどが人口減少する中で大変な状況になってくると。いわゆるトータルで床面積が無駄になる市町村が全国的にも多くなるのではないかと、いわゆる見直しをせざる得なくなるのではないかと、こういうことですね。

それから、金につきましては高齢化社会による民生費の増加によっていろいろな問題点が当然出てくることは御承知のとおりであります、年金収入の安定した高齢者の数が減少してくる等々、いろいろな問題点が山積してくるというような内容の講義もありました。

また、ちょうど今まさに我々は予算の議会に入るわけでありましたが、29年度当初予算案を審議するに当たりましては、やはり平成27年度の決算、それから平成28年度当初予算、プラス9月、12月の補正予算、これらをもとにして平成28年度の決算予測をベースに29年度当初予算案について審議されなければならない。まさに本日からの勉強会がこの内容のものではないかなと、このように思うわけであります。

すなわち、予算を審議するには決算情報の分析からやはりやらないと本当の予算審議にはならないと。決算は終わったんだからとか、これからの予算のほうが大切なんだからというような単純な発想の予算審議では十分な審議ができないというような講義の内容でありました。

次に、財政診断の視点と指標という部分につきまして、若干長くなりますのでかいつまんで報告しますと、財政指標は当然のことながら財政状況を知らせるシグナルであることは当然であります、一番ポイントは財政比率の堅持、健全性、起債余力、この3つという内容でございます。

その第一に、財政比率が堅持されていなければならないのは、やはり健全性と起債余力の2つが大変重要であって、健全性は単年度の財政運営において歳計現金が確保されていることであり、指標としては実質収支比率、連結実質収支比率、普通建設事業費充当一般財源等比率などが該当するということでありますし、また起債余力とは中長期的にも安定的にも財政運営が

できることを示しており、さらに中長期的には安定した財政運営、あるいは中長期にわたる債務を返済していけるのかどうかということであり、起債余力がまだあるかどうかということでもある。そのため、元利償還費用である公債費が自治体財政に占める割合を検討することになるというようなことなどの内容でございました。

また、高品質な財政運営、あるいは弾力性、効率性、この辺につきましては言うまでもなく、指標としては経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率がこれらに該当するということは当然のことでございますし、できる限り効率的な財政資源を使用することで貴重な財源、財政資源を使って目的達成ができるのだから、支出の時期には必要な歳計現金を確保しておく必要がある。

そこで、財政運営の効率性の指標としては金融収支比率、利子負担比率、徴税コスト比率などを上げることができるというような内容でございました。これは皆さん既に勉強していただければ、当然このような言葉が出てまいります。

それで、最後に分科会みたいなのが毎回、私も複数研修の回数を重ねたわけですが、同じような分科会みたいのが行われまして、財政状況の資料集というのが配られまして、最初はどこのまちのものかわからないものでございましたが、最終的には大阪の泉佐野市のものを私どものグループは検討させていただきました。

しかしながら、いろいろ机上論でありまして、その市に我々が出向いて事務事業を行ったり、あるいは議員として活動したりしたわけではありませんで、それぞれが言いたいことを言いながらまとめて終わるということですが、このやり方についての研修については多少私も消化不良の面がありまして、このようなやり方ではないやり方をアンケートの中に提案してまいったところであります。

最後になりますが、いろいろな指標があります中で、ある提案がなされました。これは有限責任監査法人トーマツの講師からであります、やはりこれからの時代は今までのいろいろな指標に、プラス資産の老朽化比率、これを重要視していくべきではないか。それから、債務償還可能年数、これも一つ加えるべきではないか。それから、将来負担比率と資産老朽化比率の組み合わせ、これは将来負担比率については資産老朽化比率を組み合わせることにより、例えば、将来負担比率が低くても資産老朽化比率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性が判明すると。それから、将来負担比率と実質公債費比率の組み合わせ、これは例えば将来負担比率が高い場合に、実質公債費比率も高いのはある意味当然ではあるが、実質公債費比率が高くても将来負担比率が低ければ、実質公債費比率が今後は低下していく可能性が判明するというようなことで、この指標の組み合わせの提案がトーマツの講師からありまして、これはこれからの時代に当然この指標が入り込んできて当たり前ではないかなという感じを受けながら研修を終えて帰ってきた次第でございます。

また、何か参考になるようなことがありましたならば機会を捉えて御報告申し上げますが、時間の都合上、大変割愛させていただきましたけれども、以上で研修の報告を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、1月25日可児市議会主催の議員研修会について、若園五朗君から報告をお願いします。

15番 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗。

議長から発言の許可がありましたので、議員派遣の結果報告をさせていただきます。

可児市議会主催の議員研修会が平成29年1月25日水曜日、午後1時より可児市役所5階の議場において開催され、当市からは松野藤四郎議員、くまがいさちこ議員、広瀬武雄議員、庄田昭人議員、北倉利治議員、今木啓一郎議員、松野貴志議員と私の8名が参加し、受講してまいりました。

要点を絞って報告させていただきます。

研修は可児市議場で開催され、参加者の席は議席の一部と傍聴席で、議場は参加者でほぼ満席でございました。

研修は、山梨学院大学大学院研究科科長 法学部教授の江藤俊昭先生による、テーマ「地方議員の定数、報酬を考える（住民福祉の向上を進める新たな議会の条件整備）」でした。

江藤講師は、国や県の各種委員やさまざまな議会関係の研修講師をされたり、著作のある方で、今回の研修についても全国の市町の状況や先進地事例などを交えての講義でした。

地方議員の定数については、住民投票が行われることもあるなど住民の関心度は非常に高く、以前は地方自治法において規定されていたが、現在はそれぞれの自治体が条例で定めることになっているとの説明の後、委員会等における討議の人数など、全国の事例を含めた紹介がありました。

地方議員の報酬については、議員数とも密接に関係しているが、議員の活動実績に合わせた原価方式の事例など、他市町村の事例を含め紹介がありました。その結果については、はっきりしないところもあるとの説明がありました。

結果的には、定数、報酬ともにこれだという明解な答えはありませんがとのことでした。

また、議会と首長との関係については、議会と首長が接近し過ぎると議会の監視機能が効かなくなるおそれがあり、議会と首長との政策が遠い場合は不毛な対立が日常化するおそれがあり好ましくない、議会と首長は正統性では対等であるので、二元代表制によるよい緊張感を持ち、政策過程全体にわたって議会と首長が政策競争を行い、ともに住民参加を促すことが大切であるとのことでした。

先生による講義の内容は、今後の瑞穂市の議会運営や改革に大変参考になる研修であり、生

かしていかなければならないと感じたところでございます。

また、会場が議場ということもございまして、参加者は全員緊張感を持って講師の話を聞くことができ、今後の当市の議員研修会にも大変参考になりました。

なお、余談ではございますけれども、可児市の会派室など議会に関係するところも見学させていただきまして、部屋の大きさや設備に驚かされました。

以上、簡単でございますが、可児市議会主催の議員研修会の参加報告とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君）　続きまして、2月5日の瑞穂市議会報告並びに意見交換会について、若井千尋君から報告をお願いします。

10番　若井千尋君。

○10番（若井千尋君）　議席番号10番　若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、意見交換会部会を代表して2月5日に行われました議会報告会並びに意見交換会の結果について、簡単ではありますが、御報告をさせていただきます。

今回、第6回の開催となりました議会報告並びに意見交換会は、2月5日の日曜日14時より瑞穂市市民センター大ホールにて開催しました。

当日は、欠席の報告のありました議員1名のほかは藤橋議長を初め17名の議員が出席し、13時に集合をし、会場の設営等々全員で準備をしました。

定刻14時に司会の若井のほうから開会の挨拶をさせていただき、議会基本条例推進特別委員会の庄田委員長挨拶、藤橋議長の挨拶に続き、第1部を議会報告として3常任委員会の委員長報告を総務委員会　森委員長、産業建設委員会　広瀬時男委員長、文教厚生委員会　くまがい委員長より各委員会3分から5分以内で報告をいただき、14時20分には第1部を終了しました。10分の休憩をとり、14時30分より開始の第2部意見交換会に備え、当日参加の方から提出された質問等の対応に当たり、14時30分、若干定刻を過ぎた記憶がありましたが、第2部としまして意見交換会に移りました。

この式次第の流れは第1回よりほぼ同じですが、今回、議会報告は簡略的に行い、意見交換会に重点を置き、御参加いただく市民の方とのより多くの議論が必要との考えで、全体120分のうち後半に90分を予定させていただいておりました。

しかし、その時間も過去の5回の意見交換会での経験で十分とは言えないことは予想がつきましたので、事前に議会事務局に提出いただいた御意見や質問等に関してはなるべく提出された方の趣旨を理解し、答弁いただく議員にも極力的確な答弁をお願いし、さらに当日参加の方にも、その質問の趣旨が伝わらなければ会場内に一体感が生じないと危惧し、当日は事前に提出された7市民の方からの13項目にわたる質問を箇条書きの一覧表にして参加者に配付をしました。この13の質問に対して1時間以上の時間では足りず、当日いただいた質問も多岐にわた

り、市民の方より時間を1時間延長してほしいとの要望も出たこともあり、16時終了予定を1時間延長し17時までとし、さまざまな御意見・御質問に対して、議会として、また委員会として委員長並びに担当議員より現状の範囲での答弁をいただきました。

当日の参加者は議員、事務局を除き約60名でした。

御承知のとおり、議会報告並びに意見交換会は、瑞穂市議会基本条例第5条で議会は議会の活動に関する情報の公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならないとの規定により開催しているものであります。

今回、私は意見交換会部会の副部長として部会を代表して御報告をさせていただいておりますが、昨年の12月議会において議会基本条例推進特別委員会が設置され、その中で意見交換会部会が中心となり、今回の第6回議会報告並びに意見交換会を開催させていただきましたが、部会は構成メンバー7議員のうち4人が新人議員さんであり、初めて議員として運営側に臨まれました。開催までわずか2回の部会でありましたが、大きな問題もなく開催ができたと感じております。

その後、わずか4日後の反省部会では鳥居議員の議事録のまとめ、今木議員のアンケート集計などを間に合わせていただき、当日も小川議員、松野貴志議員の会場での対応などなど運営そのものは短期間ではありましたが、スムーズに開催できたと感じております。

もちろん議会全体では、各委員長におかれましては事前の答弁の準備やら、また当日は12時に会場入りしていただくなど、時間がない中での開催でしたので多々御迷惑、御苦勞もおかけいたしました。藤橋議長のもと全議員の皆様には御協力いただきましたことを感謝申し上げます。また、事務局にも感謝申し上げます。

今、報告会の最終まとめの議員の配付はもちろんですが、議会報告並びに意見交換会の開催を通して、その内容のあり方や運営方法、開催の日時や会場等々について課題が山積していることは全議員の共通認識であると思っております。この部会も6月までが任期となっております。くまがい部会長のもと、今、意見交換会部会での責務の中で、できる限り次の開催のあり方のために協議できることはしっかり協議してまいります。全議員におかれましては、よりよい議会報告並びに意見交換会に発展していきますよう御意見いただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、2月14日の瑞穂市議会議員研修会について、森治久君から報告を願います。

8番 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久です。

議長から発言の許可がございましたので、議員研修会の報告をさせていただきます。

瑞穂市議会議員研修会は、平成29年2月14日火曜日午後2時より、当市市役所3階の議場に

て、16名の議員及び市長を初めとする市職員38名が参加して開催されました。

今研修会は、議会基本条例推進特別委員会内の議員研修部会が企画し、議場を会場とする研修は初めての試みでした。研修会の運営も議員研修部会が行い、司会は部会長の若園五朗議員が行いました。

議長挨拶の後、研修に入り、岐阜工業高等専門学校環境都市工学科准教授の坂本淳先生からは公共交通施策について、株式会社テイコクの小森俊文氏からはコミュニティバス事業についての講義を受けました。それぞれの講義の後には質疑の時間をとり、最後には議会基本条例推進特別委員長の庄田副議長が終わりの挨拶を行いました。

それでは、各講義についてなるべく要点を絞って御報告させていただきます。

坂本先生は、当市の本年度のJR穂積駅圏域拠点化構想協議会委員であり、当市の事情にも詳しく、講義では、1. 今、地域公共交通の何が問題か。2. それでも地域公共交通は必要なのか。3. では、地域公共交通をどうするべきかと3つの内容に分け、それぞれのテーマごとに当市の事情を含めた事例などを交えての説明がございました。

株式会社テイコクの小森俊文氏からは、コミュニティバス事業についての講義を受けました。株式会社テイコクは今年度、地方創生加速化交付金の交付を受け、北方町、本巣市、大野町と合同で2市2町広域公共交通グランドデザイン等検討業務並びに地方創生推進交付金の交付を受け、安八町と合同で地域間幹線バス導入検討業務を行っている業者でございます。

講義では、1. みずほバスは誰にどのように利用されているか、2. 市民の日常生活において公共交通はどれくらい使われているのか。3. みずほバスをどうしていけばよいかとのテーマに分けてのアンケート分析や、近隣のバスなどの公共交通の事情を含めた説明がありました。

アンケート分析では、各路線における利用者の細かなデータを使い、路線ごとの実態や問題点、地域住民からの要望の説明がありました。ほかの地域の事例を幾つも紹介していただけたことや穂積駅にはまだまだ潜在的な魅力やパワーがあり、それを今後どのような形で掘り起こし、活用していくかが大切であるとの話もあり、今後のみずほバスの進め方について大変参考になったのと同時に、コミュニティバス事業の取り組みの難しさを強く感じ、考えさせられる講義であったと思います。

研修全般としては初めての議場での開催ではありましたが、市職員の参加もあり、議場全体が参加者で満席になるなど大変盛況であり、また議場という特別な神聖な場所での研修ということもあり、私たち議員も緊張感を持って研修に臨めたのではないかと感じました。

以上、簡単ではございますが、2月14日に開催された瑞穂市議会議員研修会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤橋礼治君） これで議員派遣の結果報告を終わります。

次に、もとす広域連合議会について、森治久君から報告を願います。

8 番 森治久君。

○8 番（森 治久君） 議席番号 8 番 森治久です。

議長より御指名をいただきましたので、平成29年第 1 回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告をさせていただきます。

本定例会は、2 月13日から24日までの12日間の会期で開催されました。

さて、今定例会に広域連合長から提出された議案は、条例の一部改正 3 件、平成28年度補正予算 3 件、平成29年度当初予算 3 件及び追加議案で議員提案の条例の一部改正 1 件、規則の一部改正 1 件の合計11件でございました。

条例の一部改正については、主なものを申し上げますと、職員定数を増員することに伴う改正や平成28年度の人事院勧告に鑑み、職員の給与に関する条例において勤勉手当、扶養手当及び給料表について所要の改正を行うものなどでした。

平成28年度補正予算については、一般会計、老人福祉施設特別会計の 2 つの会計では減額する補正予算を定めるもの、介護保険特別会計は、増額する補正予算を定めるものでした。

平成29年度当初予算については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の 3 つの会計の合計が86億940万円となり、平成28年度の当初予算に比べて金額で 2 億5,130 万円、率にして3.0%の増となりました。

なお、平成29年度の当市の負担金は 3 つの会計の合計で 6 億1,153 万1,000 円となり、平成28年度に比べて金額で947 万8,000 円、率にして1.6%の増となりました。

追加議案で提出された委員会条例の一部を改正する条例及び議会会議規則の一部を改正する規則については、定例会初日の 2 月13日、提案議員による提案説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論を行い、採決の結果、いずれの議案も原案のとおり可決されました。ほかの議案については所管の常任委員会に審査を付託し、定例会最終日の 2 月24日委員長報告の後、質疑、討論を行い、採決の結果、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

なお、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書が提出され、申し出のとおり決定されました。

以上で平成29年第 1 回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、本定例会の議案書及び詳細な資料につきましては議会事務局に預けてございますので、御希望の方はごらんください。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 最後に、西濃環境整備組合議会と市議会議長会関係 3 件について、議会事務局より報告をいたします。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして 4 件報告します。

1 件目は西濃環境整備組合議会の報告です。

2月20日に同組合の平成29年第1回定例会が開催されました。

この定例会に提出された議案は、温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正、平成29年度経費の分賦金額及び分賦方法を定める議案1件、平成29年度当初予算の合計3件でございました。

温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正については、入場料金である使用料の見直しをするものでした。具体的には、平成6年竣工以来、据え置いていた入場料金を一律100円値上げするものです。

組合側の説明によりますと、施設内の設備機器は老朽化が目立つようになり、今後も継続して施設を安全に衛生的に使用していくため、本年3月31日まで臨時休館し大規模改修工事をする事になったため、利用者にも応分の負担を求めるとのことでした。

平成28年度経費の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、分賦方法の搬入量割りの実績を平成26年度ベースから平成27年度ベースに改める等の内容で、平成29年度の当市の分賦金額は今年度に比べて2,099万減額で2億5,561万1,000円となります。

平成29年度当初予算は、総額を歳入歳出それぞれ24億6,872万円と定めるもので、今年度に比べて5億8,498万6,000円の減額となります。

歳入歳出の主なものは、平成27年度より3カ年の整備計画で実施されるごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に伴うものなどでございます。

これらの3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

2件目は、岐阜県市議会議長会の報告です。

1月31日に第277回岐阜県市議会議長会会議が美濃市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。

会議では、平成28年7月7日から平成29年1月30日までの会務報告の後、平成29年度予算を定める議案など8議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

8議案中議案第3号では、チーム学校推進法の早期制定についてを当市議会から提案いたしました。

なお、次回の岐阜県市議会議長会会議は、7月に美濃加茂市で開催される予定です。

3件目は東海市議会議長会の報告です。

2月7日に第274回東海市議会議長会理事会が静岡県沼津市で開催され、当市は本年度、東海市議会議長会の理事となっているため、議長と私が出席いたしました。

会議では、第100回東海市議会議長会に提出予定の議案等を審議・協議するもので、提出された議案は全て原案のとおり決定されました。会議後は、松蔭寺など市内視察と情報交換会が開催されました。

なお、次回の第100回東海市議会議長会は、4月に名古屋市で開催される予定です。

4件目は全国市議会議長会の報告です。

2月9日に全国市議会議長会第102回評議会が東京都都市センターホテルで開催され、当市は本年度全国市議会議長会の評議員となっているため、副議長と私が出席いたしました。

会議では来賓として山本地方創生担当大臣、原田総務副大臣の御祝辞の後、佐藤総務事務次官から地方行財政の課題と題する講演がありました。その後、各委員会等からの報告、予算案等の協議があり、原案のとおり決定いたしました。

その他として、平成29年1月25日現在の地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の議決状況が報告され、議決していない自治体には3月議会での議決と地元選出国會議員への要望活動が要請されました。これを受け、翌日の10日には瑞穂市を選挙区とする国會議員の議員会館事務所を訪れ、要望活動を行ってきました。

以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました4件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

平成29年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告いたします。

平成29年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る2月1日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は4件であり、概要は次のとおりであります。

最初に、議案第1号平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,327万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの分担金及び負担金で2億1,650万7,000円、財政調整基金の預金利子による財産収入が4,000円、前年度からの繰越金が3,400万円、そのほかとして宿舍利用による負担金等の諸収入が276万1,000円であります。

歳出につきましては、議員報酬等の議会費を166万8,000円、職員の人件費等の総務費が2億5,060万4,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第2号平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,488億5,448万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が422億3,003万7,000円、療養給付費の公費負担分として国庫支出金、県支出金が1,014億7,852万、現役世代からの支援金である支払い基金交付金が999億21万円、高額医療費共同事業として特別高額医療費共同事業交付金が6,471万5,000円であります。そのほかとして繰越金が48億6,400万円、第三者納付金等の諸収入が3億1,700万3,000円であります。

歳出につきましては、電算委託料等の総務費が5億506万2,000円、療養給付費等の保険給付費が2,440億4,783万円で、前年度予算より4.7%の伸びとなっております。

また、財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業拠出金が1億6,204万9,000円、市町村に委託する保険事業費が8億9,762万3,000円、保険料の還付及び還付加算金の諸支出金が2,580万円、予備費が32億1,612万1,000円であります。

次に、議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。改正部分は4件であり、概略は次のとおりであります。

1件目は、保険料の軽減対象を拡大するため所得基準額を引き上げるもので、所要の改正をするものであります。2割軽減では現行の基準額の48万円を49万円に、5割軽減では現行の基準額の26万5,000円を27万円に所得基準額を引き上げるもの。

2件目は、平成29年度及び平成30年度の保険料所得割の軽減割合を改正するため、所要の改正をするものであります。

現行の所得割額に2分の1を乗じて得た額の控除を平成29年度分は所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除、平成30年度分以降は軽減措置を廃止する改正をするもの。

3件目は、被扶養者の均等割軽減割合を改正するため、所要の改正をするものであります。

現行の被保険者均等割額の9割軽減を平成29年度分は被保険者均等割額の7割軽減、平成30年度分は被保険者均等割額の5割軽減、平成31年度分以降は資格取得後2年を経過する月までの間に限り、被保険者均等割額の5割軽減改正をするもの。

4件目は、保険料の徴収猶予及び減免に係る判定基準を見直すため、所要の改正をするものであります。

現行の「被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休止若しくは廃止、事業における著しい損失、必要により著しく減少したとき」を「被保険者の収入または被保険者の属する世帯の世帯主の収入が事業または業務の休止若しくは廃止、事業における著しい損失、失業により著しく減少したとき」に見直し、「被保険者に属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作、不漁、そのほかこれに類する理由により著しく減少

したとき」を「被保険者の収入または被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により著しく減少したとき」に判定基準を見直すもの。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。

大垣市推薦の安部隆正氏の任期が平成29年3月27日に満了となるため、新たに大垣市推薦の伊藤桃子氏が選任同意されたものであります。

以上、4議案は質疑、討論なく、採決の結果、全て可決されました。

詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、ごらんいただければと思います。

次に、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償）であります。

平成28年11月14日、瑞穂市本田地内において、一時停止のない交差点において、西進していた公用車と南進していた相手方車両が出会い頭に衝突した事故について、市の過失割合を4割として相手方と和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、2件の行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わります。

議事の都合によりしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時42分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第5 議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、くまがいさちこ君の退場を求めます。

〔16番 くまがいさちこ君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） 本件については懲罰特別委員会に調査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 松野藤四郎君。

○懲罰特別委員長（松野藤四郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議席番号17番 松野藤四郎でございます。

当懲罰特別委員会に付託されました、議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件につ

いて、瑞穂市議会会議規則第39条の規定により、調査の経過及び結果について報告をします。

平成28年12月22日、議会定例会の最終日、本会議場において堀武議員より地方自治法第133条の規定による処分要求書が提出されました。

内容は、12月20日の会議において、くまがい議員の一般質問で明らかに私に対する侮辱的発言があり、処分を求めるもので、瑞穂市議会委員会条例第7条により本特別委員会が設置されました。

当委員会は委員全員出席のもと、1月27日午後1時30分からと4名の委員出席のもと2月23日午前11時からの合計2回にわたり議員第2会議室において開催し、この件を調査しました。

委員会では、まず堀武議員から提出された処分要求書及び当委員会が提出した閉会中の継続調査申出書を確認し、また関係法令として地方自治法第129条及び同法第132条から135条及び瑞穂市議会会議規則第152条から第167条により、懲罰の理由及び懲罰の種類などを確認しました。

また、次に議員必携及び地方議会事務提要から懲罰に該当する無礼な言葉の具体例などを調査しました。その後、12月20日の議会におけるくまがいさちこ議員の一般質問における発言、12月22日の議会定例会最終日における堀武議員の提出者による説明及びくまがいさちこ議員の弁明発言の未定稿の会議録を精査し、処分要求書における侮辱を受けた事実、または事情「くまがい議員の一般質問で明らかに私に対する侮辱的発言があり処分を求める」の中の侮辱的発言がどの部分に該当するのかどうかを調査しました。

その後、各委員より侮辱的発言がどの部分かの意見を聞き、堀議員に対して侮辱的発言に当たるところは見当たらないのではないかとの意見や、12月20日の議会におけるくまがい議員の一般質問は執行部に対しての発言であり、堀議員に向けての発言ではないのではないかとの意見や、無礼な言葉には該当しないのではないかなどの意見がありました。委員からの意見を聞いた後、採決し、その結果、全会一致で今回の事案は懲罰を科すべきでないとの結論になりました。

最後となりますが、スポーツやゲームを行うにしても一定のルールがあり、マナーが強く要求されています。ましてや地方公共団体の意思決定を行う神聖な議場における議員の言動は法規によって規制されるまでもなく、慎重、公正でなければならないということは言うまでもありません。議員全員が議会秩序を守り、品位のある議会運営に心がけていただきたいという意見を申し添え、以上をもちまして委員長報告といたします。平成29年2月28日、懲罰特別委員会委員長 松野藤四郎。

以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これより、議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

委員会において、そのような結論に達した件ですけれども、余りにもくまがい議員が私の一般質問の引用をし、かつ重要なことは、その中で議員は現場に一回も行っていないと、議員が。これというのはどこで云々かという、これは議員活動において私に対して直接の言い方ではないけれども、非常に侮辱的発言だと思う。

なぜならば、社会福祉協議会豊住園に対する調査権というのは議員はありません。まして、これに関していえば、障害者に対する虐待に関しての通報があり、それに対して行政側がいろいろ調査、そして指導をしているということに対して、議員としてはその方向性を求めるのが筋であり、なぜならば社協及び豊住園は民間の企業です。民間の企業に一議員が行って、それに関してどのようなことを聞き、調査権のない者がやれるかということを議会で言って、あたかもそれが当然のようなことに自分は十何人から聞いていたと、聞いていないのに一般質問ですること自体がいかげなものかと。と同時に、これに関していえば、虐待か虐待の疑いがあるという問題でなくして、そしていかに豊住園で起きた事案に関して行政は指導をし、懲罰を含めてどういう形であるかということをやったおるわけ。その件に関して一言もくまがい議員は言っていない。あたかも、この件に関して豊住園及び社協に対して聞き取りをしたのか。ならば、くまがい議員がそこまで言うならば、文教厚生委員長で調査権を持ってやるべき。

しかし、調査権なんてできないはず、民間の企業に対して。それだけのことがわかっていながら、そのようなことで議員がなぜ聞きにこなかったのか。聞きに行ったら、正確なことは言わない。はっきり言えば身内擁護、それだけしかないんですから、あの言葉を聞いていれば、そうでしょう。完全なる身内擁護ですよ。

そのようなことに議員が行って聞いたって、正確なことは何も出ていない。それができるのは、だから、県からも行政に対して調査せよと言ってきているんでしょう。その結果をもって、それが全部黒塗りであるからこそ、わからない点が多分にあるからこそ一般質問でして、行政に対してそれをどういう形でどういうふうになっているかと言っているのに、くどいような話だけれども、議員が全然来ていない。議員はどうだ、私のことを直接には言わないけれども、まさしく侮辱的なことの、ある意味では議員活動を妨害していることとしか言えない。だからこそ委員会に対して出したことであり、この委員会の委員長にその辺のことで何も問題がない、どこに対しても言っていない、行政に対して言っているだけと言うけれども、行政に対して言っているならば、なぜ議員が誰も調査に来ていない、それを言うんですか。違いますか、議員。その点があればですよ、議員は何を考えて言っているんですか、違います。

行政に対する質問ならば、当然この中で豊住園の職員か、それとも社協の職員かわからないけれども、誰も来ていないというようなことに関して言うべきではないでしょう。これの問題に関して私以外誰がこれについて言っていましたか。最後のとき、くまがい議員がこういう問題を出して言っているんでしょう。委員長としてその辺のことをどう思って、どういう話があったのか答弁してください。

これとは別に、あさって3日に黒塗りのところは出てきますけれども、私自身はあくまでも豊住園、要するに社協の問題というのは行政がどのように対処して、そしてどのような指導をしたかということを経行政を通じてするしかしょうがないでしょう、調査権もないんだから。調査権もない者があそこへ行って聞いたって、正確なことが出てきます。自分たちの擁護でしょう。だから、その辺のことを何もうたっていない、違いますか。

行政に対する質問だって、行政に対する質問じゃないじゃないですか。だったら、あそこで言うべきじゃないでしょう、どう思いますか。4人も委員がおって、その辺の話が全然出てこないというのはおかしいじゃないですか。名前こそ言わなかったけど、この問題を聞くという話だけでも、調査して云々行政に対して言っているのは私だけでしょう、違います。ほかの者もいましたとかいうのなら委員長、言ってくださいよ。その検討おかしいじゃない、答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 懲罰特別委員長 松野藤四郎君。

○懲罰特別委員長（松野藤四郎君） 堀武議員の質疑に対してお答えをいたします。

私たちこの特別委員会は、要は地方自治法の第133条の規定による処分要求ということでございます。これについては、侮辱に対する処置というものでございます。したがって、地方自治法によって129条から132条、あるいは135条といったものに照らし合わせながら、その内容等について皆さんの御意見を聞き、そして最終的にきょうの報告となったものでございます。

一般質問の内容については、私たちといたしますか、議会に対する質問でございますので、そこまでは精査をしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 13番 堀武君。

○13番（堀 武君） この中で一番問題になっているのは、議員活動において正当な議員活動をしていることに関して、行政側に私自身はその豊住園とすみれの家に対してどのような行政指導をし、そしてどのようなことがあり、その問題点は何かということで質問をしているわけ、そうでしょう。その中で虐待の疑いがある、虐待だという結論に関してはそれぞれの思い、いろいろな形があるから、それに関していえば私自身は虐待だと思っている。だから、行政的な疑いだと思うけれども、しかし、やられた行為というのに関して、それは事実でしょう。だから、事実ならば障害者に対する虐待に関して通報者云々からなぜ通報があった、なぜ行政が

それに対処したか、黒塗りである部分でも推測的にわかるわけ。だから、一般質問にしておるわけ。

そして、くだいような話ですけれども、豊住園及び社協に対する調査権なんてないの、民間企業に対して議員が。そうでしょう。そんなわかり切ったことで、自分があたかも調査に行つて十何人に聞いた。で、利用者の身内の方に聞いたということで、あたかも自分だけが正論で、全然聞いていないじゃないかと。それをもってすること自体が私の議員活動に対しての侮辱的行為、そうでしょう。否定をしているわけなんだから。そうでしょう。だから、その否定をしている行為は侮辱ですよ、議場でそれを堂々と一般質問で反論もできないような形で言うこと自体が。違いますか。だからこそ、くまがい議員に対して言っているのは、そのようなことで行政に対しての疑問点ならば、何もそのような形で言うべきでないでしょう。名前を出さなければいいなんて言うけれども、推測できるようなことでしょう。議員の皆さんがおつて、行政もみんなおつて、そうでしょう。これに対する質問を誰がしたというんですか、具体的に。僕しかおらへんでしょう。それを取り上げて、そして、あるかないか、なしがあるかということをおあたかも一つ一つやってくるわけでしょう。これが侮辱的行為だと言うんですよ。

だから、言っているように4人の委員がおつて、全然侮辱的行為じゃないと。何を考えているか僕から言えばそうですよ。4人もおる議員が全部これに対して侮辱的行為はないと言うんだけど。違いますか。侮辱的行為というのは全体から見てもそうだけれども、個人にとって云々したときに議員活動をするのに関して、こんなことをしたら発言は何もできないですよ。揚げ足を取っていると同じことだから、それも一方的に。そうでしょう。議員が全然来ていないというけれども、あそこにいろいろ問題点を聞いているわけ、内容的なことも社協の運営上の内容も。そこへ行って、調査権のない議員が行って聞いたって正確なことは出てこない。だから、行政に任せて、行政のほうでどういう形になって、今の状況はどうかといろいろなことを聞いているわけですよ。くだいような話ですから。

だから、その辺のことで今の委員長報告の中で、一遍でもそうですけれども、くまがい議員の言動に対して云々じゃないけれども、少し行き過ぎがあったとかいろいろな言葉であれば納得できるけれども、そのような言葉もない。一方的に私が出していることが間違いのような形であるということに関して非常に義憤を感じる。こんなことで議員同士の調和などとれない。そうでしょう。物を言えないような形、議員はそれぞれいろいろな物の考え方があるけれども、その一偏をおあたかも調査も何もなしに勝手なことでやっているように言っていることを認めるということ自体がおかしいでしょう。

委員長、その辺に対してどういう話があったか再度聞きます。答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 懲罰特別委員長 松野藤四郎君。

○懲罰特別委員長（松野藤四郎君） 懲罰に値するかという話でございますけれども、では、例

えば自治法で言っている129条は、議場の秩序維持ということをはっきり言っていますね。それから、132条でいきますと品位の保持、あるいは無礼な言葉、あるいは他人の私生活にわたる言論、こういうことをしてはならないというふうになっています。

堀議員から提出されております件につきましては、そういったいろんな関係の条例等を見ながら各委員でお話をしました。その結果が今回は当たらないと、懲罰を科すことではないという結論になったということで御理解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 13番 堀武君。

○13番（堀 武君） 最後に、私は委員長の答弁は求めないですけれども、最後に言わせていただきます、行政の皆さんもおることだし。

この件に関していえば、行政側の出している文書等に関しても、この3月議会でやりますけれども、余りにも身内擁護、それに徹したような形だからこそ問題点が起きてくる。そして、これに関して議員4人の委員もそうだけれども、おかしいことはおかしいと物を言って、その結論だからこそ法に照らして、ないならないでいいですけれども、その辺の中身が全然報告書がない。これでいいかということですよ、議員も行政も。この件に関してで言えばですけれども。そのようなことが全てに関して議会、行政が空回りしている。変なところでの身内かばい、変なところでそういうことが行われているからこそ健全な市政運営が何もできない、そうでしょう。私はそういうようなことで何を言われようとも、一匹オオカミと言われようが、どういふことを言われようが、正しいことは正しい、自分自身の信念を持ってこれからもいきますけれども、これに関していえば、私はくまがい議員のそのような発言に関しては義憤を感じるし、私自身は各議員の一般質問はいろいろあるかもわからん。

けれども、正式な場でやっていることにに関してとやかく言ったことはないし、これからの言うつもりはないですけれども、そのようなことを私の政治信念として最後に言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（藤橋礼治君） 懲罰特別委員長 松野藤四郎君。

○懲罰特別委員長（松野藤四郎君） お答えをいたします。

皆さんに配付してあります委員長報告書でございますけれども、2ページの一番最後、一番下段になりますけれども、最後となりますが、スポーツやゲームを行うにしてもとあって、これは自治法の冊子から拾い出したものでございますけれども、やはりマナーというものがあります。要は、議員全員が議会秩序を守り、品位のある議会運営に心がけていただきたいというようなことがここに書いてあります。ここが堀議員にも納得していただけるんじゃないかと。やはりいろいろマナーがありますので、そして議員同士、そして議会の秩序といろいろありま

す。そういったものを大切にしてくださいということを最後に書いてありますので、そこを十分お含みをいただきたいというふうに思います。以上で終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 委員長が最後に言われた言葉の真意を私自身ももう一回かみしめながら議員同士が仲よくいきたいと思っておるものですから、決してこれで今言うようにくまがい議員と云々というつもりもありません。一つのことが終われば次のステップに、お互いに市をよくしなければならないという使命を持っておるものですから、いいことはいい、悪いことは悪い、そして協調できることは協調し、そして行政に物を言うときは物を言い、そして改善を求めながら、そして提案をしながらいきたいと思っております。

以上、私のこれに対する質問というんですか、思いを述べて終わります。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから、議員 くまがいさちこ君に対する処分の要求の件の採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、くまがいさちこ君に懲罰を科すべきでないとするものであります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。

したがって、くまがいさちこ君に懲罰を科すべきではないと可決をされました。

くまがいさちこ君の入場を求めます。

〔16番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙を行います。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙について、同組合議員が平成29年3月31日に任期満了となります。組合規約第5条第2項の規定によりまして後任を選挙する必要があります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によりまして指名推選にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に、馬淵信治君、馬淵芳章君、石谷幸裕君、高田吉巳君、高田勝行君、高田正治君、武田和彦君の以上7人を指名したいと思います。

お諮りをいたします。ただいま私が指名した方を瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方が瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に当選をされました。

日程第7 議案第1号から日程第28 議案第22号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第28、議案第22号市道路線の認定について（その2）までを一括議題といたします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本日、平成29年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、御礼申し上げます。

開催に当たり、市政への所信及び今回提案します議案について述べさせていただきます。

国は少子・高齢化に歯どめをかけ、一億総活躍社会を実現することを目標に掲げており、地方創生は一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取り組みの一つとしております。地方創生は、平成26、27年度の国及び地方の戦略策定を経て、平成28年度から本格的な事業展開に取り組む段階となっています。

当市においては、地方創生加速化交付金を活用した穂積駅圏域拠点化構想推進事業及び広域公共交通グランドデザイン策定によるまちのにぎわいの創出事業、並びに地方創生推進交付金を活用した公共交通広域化による穂積駅圏域拠点化構想推進事業の取り組みを平成29年度も継続して穂積駅周辺のまちづくり及び活性化を進めるとともに、平成29年度は平成27年度を初年度とする5カ年の施策をまとめた瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略中間年に当たるため、戦略に設定している基本目標や重要業績成果指標（K P I）について必要な見直しを行い、交付金を活用した、より効果的な対応を検討しなければならないと考える次第です。

そして、来る3月18、19日には一大イベント「水と緑のマルシェ」をさい川さくら公園で開催し、瑞穂市のPR戦略を図るとともに、移住・定住促進に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、ぜひとも御来場いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、平成28年度は瑞穂市第2次総合計画がスタートし、子供や若い世代、地域や産業を育成する「育」、生活の基本となる良好な住環境の維持や向上を図る「住」、誰もが安全で安心な暮らしを守っていく「安」、まちの資源や人を活かす「活」の4つの基本視点に立った魅力あるまちづくりを進め、選ばれるまちを目指して取り組みを開始したところであります。

平成29年度は中でも「活」をテーマに活気と活力があり、人や経験、知恵などを活かす1年にしたいと考えております。1月には日本老年学会などが高齢者の定義を従来の65歳以上から10歳引き上げて75歳以上にすべきだと提言をされました。元気で豊かな経験と知恵をお持ちの高齢者の方々に社会参加をしていただき、まちの将来像である「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を目指し、福祉、教育、基盤整備を重点的に取り組んでまいります。

さて、本定例会で平成29年度当初予算（案）を上程するに当たり、新年度に向けた施策、事業概要について御説明申し上げます。

平成29年度当初予算は、市民の皆様が健康で幸せを感じ、家族を育める活力あるまちづくりをテーマに各事業において必要性、効率性などを精査し、取捨選択を図り、不急の事業は後年度に実施するなど計画的な財政運営を目指して予算措置をした結果、総額は全会計で245億8,763万5,000円と対前年度比3.3%の減少となりました。一般会計は167億で、前年度より1億4,000万円、対前年度比0.8%減少となりました。

その新年度の主要事業について御説明申し上げますと、福祉については75歳以上の独居世帯または高齢者のみの世帯に車を運転できる方がおられず、住民税が非課税で、税金等に滞納がない市民の方を対象に高齢者交通費助成事業を10月より実施いたします。

また、福祉医療助成事業、生活困窮者自立支援事業、軽度認知障害チェックツール活用による早期の相談・発見・予防取り組み、相談等の場として認知症カフェなどの認知症地域支援推進事業、妊婦の歯科健診や生活習慣病予防ウオーキング教室の実施、巣南保育センターの整備を行います。

教育については、市内3中学校に電子黒板機能つき液晶プロジェクターとタブレット端末を新たに配備してICT教育を推進するとともに、理科教育等設備の整備を継続してまいります。そして、私立保育所や小規模保育所の整備に対する補助と給付負担を行って待機児童の解消に努めてまいります。また、総合センターの外壁、図書館の空調機器の改修をして、生涯学習環境の整備を図るとともに、ほづみ幼稚園外壁等改修実施設計を行います。

基盤整備については、防災事業として、防災行政無線デジタル化、消防署訓練場用地購入、道路事業として市内11路線の道路改良、計画的に進めてまいりました西部環状道路、（仮称）野田橋歩道橋の整備、公園事業としては（仮称）野白新田扣畑公園の整備、上牛牧ふれあい公園駐車場用地購入、治水事業としては牛牧排水機場の改修、さらには美江寺揚水機場の改修、古橋裏畑かんがい排水路の改良、北犀川橋・犀川橋・只越13号橋と美江寺住宅の長寿命化を実施します。

また、市役所庁舎建設基金の積み立てを開始します。

そのほか穂積駅圏域拠点化構想推進事業などの地方創生事業、中山道再整備、ふるさと納税、マイナンバー制度、コンビニ交付サービス事業と8月に瑞穂市中山道大月多目的広場で実施します第66回岐阜県消防操法大会事業であります。

一方、歳入では、主要財源である市税は前年度より増収となりますが、地方交付税は減収となる見込みであります。不足財源は市債の借り入れ、基金の取り崩し等で補ってまいります。これらは前年度より減額の予算編成となっております。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事に関する案件が1件、相互救済事業の委託に係る案件が1件、条例の改正に関する案件が5件、平成28年度補正予算に関する案件が6件、平成29年度当初予算に関する案件が7件、市道路線の認定に係る案件が2件の合計22件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

平成29年2月1日付をもって瑞穂市人権擁護委員予算定数が増加されたことから、新たに加藤繁利氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第2号相互救済事業の委託についてであります。

現在、一般財団法人全国自治協会へ委託している相互救済事業について、分担金基率の改正に伴い、平成29年度より公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託先を変更するため、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布等に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第4号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

広域的な職員の派遣等及び消防職員の処遇統一等に対応するため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第5号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法第241条の規定に基づき、庁舎の建設に要する基金を設置するため市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

道路法施行令の一部を改正する政令の公布等に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

市内の防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局の増設に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7億7,761万3,000円を減額し、総額174億5,883万3,000円とするものであります。

また、1件の継続費と6件の繰越明許費、4件の地方債の補正をするものであります。

今回の補正予算は事業の完了、事業費の確定により8億3,952万2,000円を減額するほか、事業の追加等で6,190万9,000円を増額する内容としました。

歳入の主なものは、市税で5,469万円、地方消費税交付金で7,000万円、自動車取得税交付金で1,300万円の増額に対し、基金繰入金で8億250万円、市債で4,540万円減額するものであります。

次に、議案第9号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億2,805万8,000円を減額し、総額58億9,945万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、共同事業拠出金1億5,362万3,000円、保険給付費7,028万1,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税2,272万1,000円を増額し、国庫支出金9,888万3,000円、

共同事業交付金9,573万1,000円、繰入金4,860万6,000円、療養給付費交付金1,062万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第10号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ132万円を追加し、総額4億5,321万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金371万円を増額し、歳入の主なものは後期高齢者医療保険料369万円を増額するものであります。

次に、議案第11号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,370万円を減額し、総額1億8,715万6,000円とするものであります。

また、1件の繰越明許費の設定、1件の地方債の補正をするものであります。

歳出の主なものは、公共下水道費1億6,740万円、特定環境保全公共下水道費890万円を減額し、歳入の主なものは国庫支出金8,000万円、市債7,900万円を減額するものであります。

次に、議案第12号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ160万円を減額し、総額2,534万3,000円とするものであります。

また、1件の繰越明許費の設定をするものであります。

歳出は農業集落排水事業費160万円を減額し、歳入は一般会計からの繰入金160万円を減額するものであります。

次に、議案第13号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、収益的収入及び支出においては、収入を307万4,000円減額し、支出を2,311万6,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を380万6,000円減額し、支出を9,351万1,000円減額するものであります。

次に、議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ167億円と定めるほか、4件の債務負担行為、3件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に民生費が65億6,342万2,000円と最も大きくなっております。これは障害者福祉費、老人福祉費、福祉医療費等に係る社会保障経費の増嵩であります。

次に、総務費が18億5,717万6,000円であり、主なものは総務管理費のまち・ひと・しごと地方創生推進費、社会保障・税番号制度導入推進費等であります。

次いで、土木費が18億5,032万3,000円、教育費が18億766万9,000円、衛生費が14億6,185万9,000円、消防費が14億3,001万9,000円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税・地方交付税等の一般財源が101億989万7,000円、国・県支出金が31億169万7,000円、市債が8億9,610万円、負担金・使用料等が6億1,309万円ですが、さらに財政調整基金、公共施設整備基金からの繰入金8億8,000万円で所要財源の確保を図りました。

次に、議案第15号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億9,950万3,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費32億9,722万6,000円、共同事業拠出金13億9,482万1,000円、後期高齢者支援金等、介護納付金で9億3,973万1,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税11億9,361万5,000円、国庫・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金で26億4,772万2,000円、共同事業交付金14億132万8,000円であります。

次に、議案第16号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,678万5,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,264万9,000円、保健事業費2,743万9,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億4,197万5,000円であります。

次に、議案第17号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億608万3,000円と定めるものであります。

新年度の給食対象児童生徒数は5,110人、給食実施日数は200日を見込んでおります。

次に、議案第18号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,611万6,000円と定めるほか、2件の債務負担行為、1件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、下水道費1億8,006万2,000円、公債費1億1,522万2,000円であります。

歳入の主なものは、使用料5,236万2,000円、繰入金1億5,068万4,000円、市債7,900万円です。

次に、議案第19号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,652万5,000円と定めるほか、1件の債務負担行為を設定するものであります。

歳出の主なものは、施設管理経費1,461万3,000円、公債費1,091万2,000円であります。

歳入の主なものは、使用料716万7,000円、繰入金1,835万4,000円であります。

次に、議案第20号平成29年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を給水戸数1万7,400戸、年間給水量472万3,100立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を5億3,400万5,000円、支出予定額を4億7,417万1,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を6,933万8,000円、支出予定額を3億4,845万2,000円と定めるものであります。

最後に、2件の市道路線の認定について一括して御説明申し上げます。

議案第21号市道路線の認定について（その1）、議案第22号市道路線の認定について（その2）であります。

道路法第8条第2項の規定により市道路線を認定するものであります。

瑞穂市市道の認定に関する基準の規定により、開発許可業務に伴う管理引き継ぎをするものが11路線、市の道路計画によるものが1路線、計12路線を認定する事由に応じて分割して提出させていただきました。

以上、22件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、どうかよろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第1号については会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第1号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者に加藤繁利君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は適任とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。ありがとうございました。

延会 午前11時44分